

## 第24回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部課長会【結果】

令和2年6月9日(火)

11時00分から

防災対策室

### 検討事項1 公共施設開館における補足事項

#### 1 前提として

- モニタリングは、市民活動を支援することを目的に実施するものです。
- モニタリング期間は、各施設が新しい日常にあった利用方法を研究する期間となります。モニタリング期間は、準備でき次第順次開始し、8月末までとなります。
- 新型コロナウイルスが発生する前と同じ利用方法が可能な場合、利用料金は徴収します。

#### 2 免除を検討する対象について

- アフターコロナを見据えて、利用方法等の検討を行う施設・部屋が対象です
- 離隔距離の確保や換気など「三密」を作らない対応が可能な施設・部屋の貸出が対象です（施設的に三密が解消できない施設・部屋は使用不可能であることから、使用料免除の検討から対象外となります）
- 屋外体育施設は対象外
- 個人開放、個人利用は対象外
- 市外団体は対象外

#### 3 各施設管理者（所管課）への依頼事項

- 同一の利用者が同じ利用方法で各施設を利用する事が想定されることから、施設の特性を踏まえつつ、ある程度統一性をもった対応が図れるよう、各施設で使い方の情報共有をお願いします
- 6/8の本部長指示を踏まえ、施設利用者が安全に使用できるような使用方法を施設ごとに検討願います。
- 検討の結果として、モニタリング期間を設ける施設・部屋については、減免（利用料金制導入施設については指定管理者との協議）を部長決裁により決定してください。
- ただし、免除にすることで、混雑や密が生じることの無いよう、対象の選定には配慮願います。
- 6/8資料にある、利用者と事前に共有いただく「モニタリング期間の意義」とは、以下の内容と考えています。
  - ・ あくまでも“8月までの”試みであること
  - ・ 国や都の動向等に応じて、急な利用条件の変更や使用中止等があり得ること
  - ・ 利用中、必要に応じて職員や管理者等が使用状況を確認させていただくこと
  - ・ 今後の使用方法等の検討案に対する意見聴取にご協力願うこと

- 9月からの開館や使用方法については、改めて全庁整理を行う必要があるため、上記のモニタリングを踏まえ、施設ごと素案を作成し、本部に提出願います。  
(条例改正が必要な場合は、7/3までに提出する必要がある。)

#### <モニタリングにおける検討内容の検討>

- ▶ 各施設で実施するモニタリングにおける検討項目について、関係課長で検討しひな形を作成する。

##### ○関係課長

- ・コミュニティ・生活課長
- ・文化・生涯学習推進課長
- ・教育振興課長
- ・文化財担当課長
- ・永山公民館長
- ・関戸公民館長

⇒コミュニティ・生活課長が招集

### 検討事項2 公共施設等における新型コロナウイルス感染症予防対策

- ・屋外で人との距離が確保できる場合は、マスクを外すことが可能  
詳細は、別添資料のとおり

### 検討事項3 モニタリング期間についてのHPへの掲載について

#### 1 HPの構成

- ・防災安全課が「公共施設等の再開にあたっての考え方」に関するページを作成
- ・各施設のページに飛ぶリンクを防災安全課作成のページに貼付
- ・各所管課において、各施設のページに利用料金を記載

#### 2 情報の更新

各施設のページについては、情報の更新をお願いします。

「公共施設等の再開にあたっての考え方」は、別添資料のとおり

### 各課からの情報提供

#### ○市・医師会・保健所・2病院との連絡会

- ・PCR検査センターの継続の必要性を確認
- ・今後の検査方法は要検討
- ・7月以降のPCR検査センターの設置場所について、協力をお願いしたい

#### ○市民へのお知らせ

別添資料のとおり

#### ○課長会について

今後も継続します